

広島県告示第千九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲千代田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町阿坂字滝脇二二一番一地从先から 山県郡北広島町阿坂字岩倉二四五番二五四地先から	一九〇〇〇 五八〇〇〇	一九〇〇〇 五八〇〇〇	四八一〇〇 八・五〇	五二九〇〇 五二九〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四一九〇〇 メートル
	五二九〇〇	五二九〇〇			